

協賛  
建設  
佐賀

## 業務量の制限緩和 表彰制度導入も前向き

建設コンサルタンツ協会九州支部（田中清支部長）は24日、佐賀県との意見交換会を開いた。同支部が求めた持ち業務量の制限緩和や担い手の確保・育成のための表彰制度の導入について、県から前向きな回答が得られた。

管理・担当技術者の手持ち業務量の制限では、制限対象金額の引き上げと緊急性のあ

る業務の除外、制限件数5件の維持を要望していた。これに対して県は、2021年度から制限件数3件か当初契約金額の総額が2000万円以下としている。ただ、制限件数に総合評価落札方式や業務難易度Ⅲ以上、災害復旧関連、佐賀県発注以外の業務は含まれず、田中支部長は「手持ち業務量の制限はかなり改善された」と話した。また、制限件数につ

いて、契約期間の中で測量や現地調査などを除く実働期間での重複を求めたのに対し、県は実態を確認するとした。表彰制度の導入については、今後、県内、県外など対象企業の範囲や、技術者と会社に分けるのかなどが議論される見込みだ。総合評価落札方式の電子データでの提出については、5月から提出書類を業務成績評定確認書に簡素化しており、電子データによる提出についても前向きに検討する回答を得た。総合評価の対象も増やし、5月から構造物設計の6工種を10工種に

している。これに伴い、件数は20年度の26件が21年度は11月末現在で30件になった。納期の平準化では、20年度発注の第4四半期に占める納期の割合が47%、3月納期が28%で、第4四半期の納期の割合が協会が求める40%を上回っており、県は「発注者協会で目標にしている24年度の40%達成に向けて活動する」と回答した。

このほか、ウィークリースタンスの特記仕様書などへの明記を4月から導入し、1回目を無償としていた三者会議の費用をすべて認めている。